

福井市羽生小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取組めます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さを認める態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験や他校との交流活動、野菜作りや地域の産業体験等、発達段階に応じた様々な体験活動を通して児童の絆を深めるとともに、社会とのつながりを認識させ、認め合い助け

合う心の大切さに気づかせます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。思いやりや友情をテーマにした授業を行い、「いじめをしない」「いじめを許さない」という道徳的判断力を育みます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・子どもたちの悩みや相談に親身になって対応している。
- ・保護者との意思疎通や電話、来校者に対する対応を誠実にやっている。
- ・道徳の授業時間を確保し、心を見つめさせたり生き方について考えさせたりする指導に努めている。
- ・関係機関と連携をとったり、校内で情報を共有したりして、気になる児童生徒に十分な支援を行っている。

【児童】

- ・みんなで何かをすることは楽しい。
- ・学校が楽しい。
- ・自分は、いじめを見たら大人に知らせたり、とめたりすることができる。

【保護者】

- ・学校は、子どもたち一人一人を大切に、温かく指導している。
- ・子どものことで、気軽に学校に相談できる。
- ・我が子は、学校生活を楽しんでおり、友人関係も良好である。
- ・我が子は、他に対する思いやりや正義を大切にする心が育っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的にを行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○日常的な観察

授業中や休み時間での一人一人の児童の様子や日記や生活ノートから、交友関係、表情の変化、言葉遣いなどの変化に気づくようにします。

○定期的な情報交換

毎月定期的に児童理解のための情報交換の会議を行い、気がかりな児童についての共通理解を図りながら、全教職員が一人一人の児童理解に努めます。

○「心のアンケート」の実施

年2回「心のアンケート」を行い、それと並行して個人面談を行います。その結果からいじめ等の問題の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施

年2回保護者に友だち関係のアンケートを行います。子どもが仲間はずれで悩んでいないか、学校の中で仲間はずれのことを話していないか聞きます。具体的な例が書かれた場合には、個別に担任が懇談します。また、年2回行われる保護者面談を通して、児童の様子に変化がないか、聞き取り調査を行います。また、12月に行われる学校評価にも「我が子は、学校生活を楽しんでおり、友人関係も良好である」の項目を設け、いじめの早期発見に努めます。

○スクールカウンセラーの活用

月2回学校に訪問するスクールカウンセラーを活用し、年度の早い時期に全校児童の個別カウンセリングを行い、担任の個別面談の結果と合わせて、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(30日間を目安とする)」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告

します。

- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭(教育相談担当)、

スクールカウンセラー

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行事計画の作成

- ・教職員、児童、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存(保存期間:5年)
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 教頭、生徒指導主事、担任、養護教諭(教育相談担当)、スクールカウンセラー

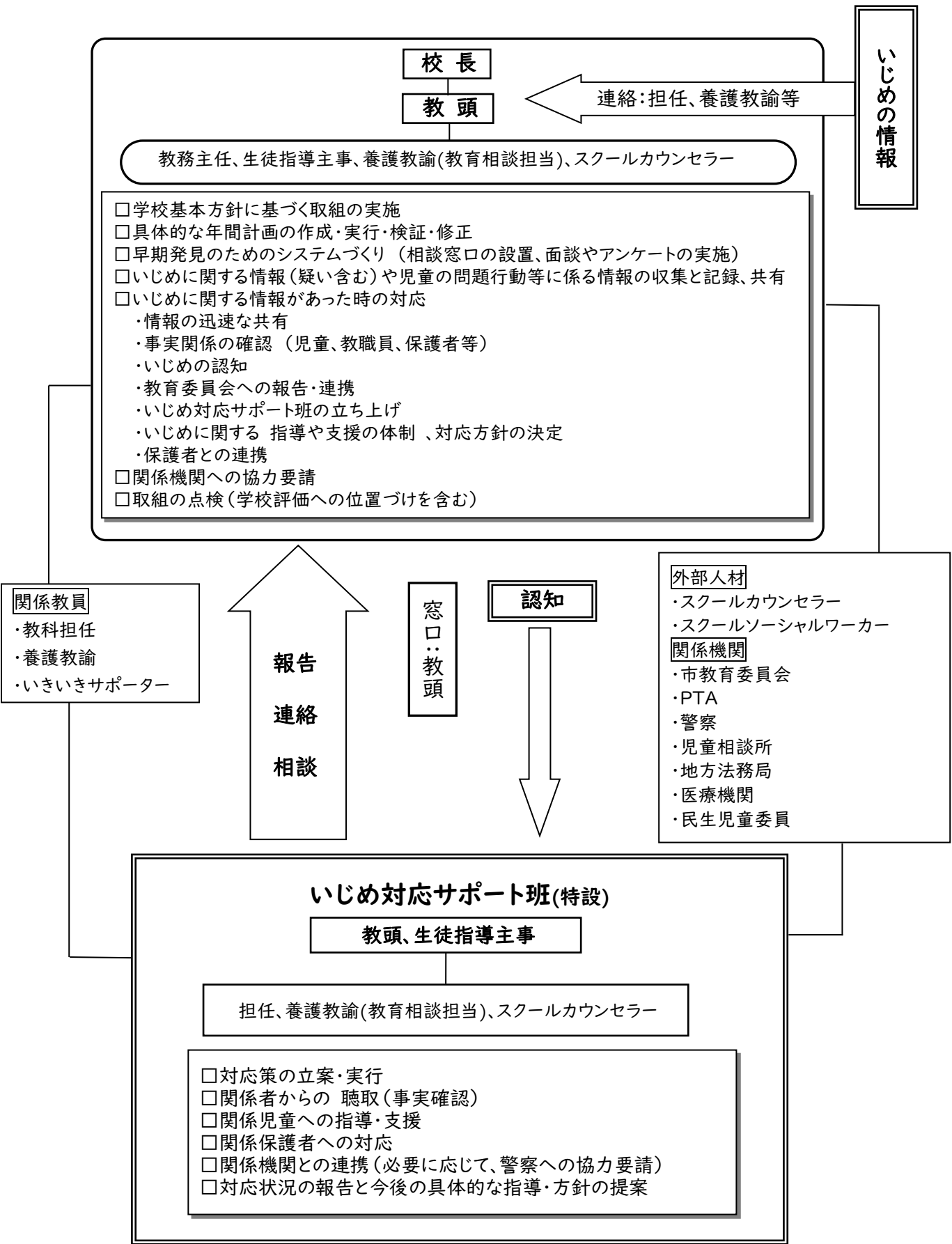
(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図

福井市羽生小学校

いじめ対策委員会(常設)



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

福井市羽生小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画作成 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表</p> <p>いじめ対応サポート班 (発生時、予兆が見られたら即対応)</p> <p>美山中学校区全体研究会</p>	<p>学級開き・学級集団づくり ・自己紹介、学級目標、学級の組織、生活ルールなど</p> <p>いじめの自己チェック</p> <p>ウェルカム集会 ・5、6年生のリーダー育成 ・縦割り班での絆づくり</p>					
5月	<p>いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに定期的に状況把握 ・個人面談の結果の把握</p>	<p>アンケート調査とそれに伴う個人面談</p> <p>マラソン大会 ・体力向上 ・励まし合う態度の育成</p> <p>3校低学年交流会</p> <p>3校中学年交流会</p>					
6月	<p>保護者アンケート ・友だち関係のアンケート</p> <p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>授業研究 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施</p> <p>地域・学校協議会 ・基本方針提示</p> <p>公開授業(指導主事訪問)</p>	<p>友だち関係のアンケート調査</p> <p>3校高学年交流会</p> <p>授業参観</p> <p>福井市小学校連合音楽会</p> <p>公開授業(指導主事訪問)</p>					

〔7～9月〕

	教員の動き等	児童の活動等
--	--------	--------

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	生活のふり返り(いじめの自己チェック)					
	保護者懇談会 ・情報や意見収集	3校自然教室 ・絆づくり ・体験活動					
8月	美山中学校区全体研修会	家庭訪問(必要に応じて) ・家庭での様子についての情報収集					
	いじめに関する校内研修会 ・全校児童理解を兼ねる ・教員の意識点検	親子奉仕作業 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり					
9月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業後指導	体育大会の計画・練習(縦割り活動) ・自主的な計画と縦割り活動による絆づくり					

[10~12月]

	教員の動き等	児童の活動等
--	--------	--------

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	いじめ対策委員会 ・自己チェックの分析 ・1学期の反省及び 2学期からの取組	体育大会 ・絆を強める・縦割り種目					
	保護者懇談会(希望者) ・情報や意見収集	生活のふり返り(いじめの自己チェック)					
	教育ウィーク ・中学校区での学校公開	4校合同芸術鑑賞会(文化庁学校巡回公演)					
		美山地区文化祭					
11 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	全校道徳 テーマ:「命」について考えよう					
	保護者アンケート ・友だち関係のアンケート	友だち関係のアンケート調査					
		公開授業(指導主事訪問)					
12 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業前指導	羽生フェスティバル ・保護者・地域住民を招いての学習発表等					
	授業研究 ・つながり合い、高め合う 学級づくり	人権週間の取組 ・人権集会・人権をテーマにした道徳・学活					
	保護者懇談会 ・情報や意見収集						
	保護者アンケート ・教育活動へのアンケート	教育活動のアンケート調査					

[1~3月]

教員の動き等	児童の活動等
--------	--------

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業後指導	いじめの自己チェック					
	情報発信 ・アンケート結果 ・取組状況等	なわとび大会に向けての練習 ・縦割りグループによる教え合い、助け合い					
		なわとび大会 ・縦割りグループによる絆づくり					
2 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	わくわく 交流デー					中学校 体験入学 ・異校種生 との交流
	地域・学校協議会 ・アンケート結果等の 状況報告	6年生を送る会 ・感謝の心 ・次の学年への自覚					
3 月	いじめ対策委員会 ・年度のふり返り ・新年度に向けて 計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認	生活のふり返り(いじめの自己チェック)					
	情報発信 ・アンケート結果 ・学期の取組等	卒業式、修了式					